

入札説明書

宮崎県水産試験場が行う浮魚礁魚群蝟集状況調査等業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記6の(2)に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年4月12日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 浮魚礁魚群蝟集状況調査等業務
- (2) 委託内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月15日まで

3 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年5月19日宮崎県告示第369号)に基づく令和4・5年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の条件を満たしている者とする。

- (1) 建設関連業務の種類が「土木関係建設コンサルタント業務」で、登録部門が「港湾及び空港」又は「水産土木」であること。
- (2) 宮崎県内に営業所(本店)を有していること。
- (3) 平成30年度以降に完了した次の事項を満たす業務を元請けとして実施した実績が複数回あること。

ア. 国、都道府県、市町村発注の海洋における計量魚群探知機を用いた魚群分布状況調査業務

(4) 管理技術者を配置することができること。なお、配置する管理技術者については次の事項を満たす者であること

ア. 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。

イ. 上記(2)の営業所に在籍する者であること

ウ. 上記(3)のアの業務において、次のいずれかの経験を有する者であること。

- ・管理技術者
- ・担当技術者
- ・照査技術者

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

4 入札参加資格を得るための申請方法

令和5年4月18日(火曜日)午後5時までに入札参加資格確認申請書(別記様式第1)に必要書類等を添付した上で、下記6の(2)まで持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)すること。入札参加資格の確認結果は、令和5年4月19日(水曜日)までに通知する。

5 委託内容の仕様等

別添仕様書のとおり

委託業務内容についての問い合わせ先

〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号

宮崎県水産試験場 資源部(資源部長 金丸 昌慎、主任研究員 山田 和也)

TEL 0985-65-6214

FAX 0985-65-2121

6 入札

(1) 入札に参加する者は、別記様式第2による入札書を持参又は送付(送付にあつては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出するものとする。

(2) 入札書の提出場所、契約条件等の問い合わせ先

〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号

宮崎県水産試験場管理課

TEL 0985-65-1511

(3) 入札書の提出期限

持参又は送付のいずれの場合も令和5年4月27日(木曜日)午前9時30分までに必着のこと。

(4) 入札書の記載方法

入札書の日付は、入札書提出日(入札書提出期限日以前)の日付を記入すること。

入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別記様式第3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(6) 入札書は封筒に入れ密閉し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『4月27日開封 浮魚礁魚群蝟集状況調査等業務入札書在中』と朱書きしなければならない。

なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、

当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には『4月27日開封 浮魚礁魚群蝟集状況調査等業務入札書在中』と朱書きしなければならない。

- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消す。

7 開札

- (1) 開札の日時 令和5年4月27日(木曜日) 午前10時
- (2) 開札の場所 宮崎県水産試験場 2階会議室
- (3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

8 再度入札

- (1) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

ア 初度入札に参加しなかった者

イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者

ウ 初度入札において、連合その他不正な行為があった入札をした者

- (2) 再度入札の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。

- (3) 再度入札における入札金額の記載方法及びその他の事項については、初度の入札と同様です。

(注) 再度入札書は、様式2を複写するなどして準備してください。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 令第167条の5及び令167条の11に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

1.1 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、そのほかの場合にあつては次に定める日時にこれを行う。

ア 再度の入札の開催の日時、場所

開札の日時 令和5年10日 水曜日 午前10時

開札の場所 宮崎県水産試験場 2階会議室

1.2 その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。